令和2年度第2回広島県自立支援協議会議事録

1 日 時	令和2年12月18日(金) 15:30~17:00
2 場 所	広島市中区基町 10-52 WEB·広島県庁 北館 2 階 第 2 会議室
3 出席委員	石井委員, 岡本(智恵子)委員, 岡本(英登)委員, 小田委員, 金子委員, 橘髙委員, 熊澤委員, 後藤委員, 近藤委員, 戸光委員, 林委員, 寳子丸委員, 三島委員, 森木委員, 彌政委員, 横藤田委員, 善川委員, 由水委員, 米川委員, 岩崎委員, 西丸委員, 有馬委員(代理出席: 浜家主査), 玉岡委員, 三浦委員
4 議 題	(1) 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の素案について (2) その他
5 担当部署	広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)
6 議 事	(1) 第6期広島県障害者福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の素案について ○ 資料1及び資料2により、障害者支援課から説明を行った。 ○ 質疑応答 (2) その他の意見
7 決定事項	各議題の現状と課題について確認し,意見を参考に改善に向けた取組を進めること で合意
8 主な意見等	委員: 資料2の34ページの今後の具体的な取組の3行目に「障害の有無にかかわらず、全ての児童が」と記載されているが、児童発達支援センターが行う保育所等訪問支援事業は障害児を対象としている。そのため、「児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより」から「児童発達支援センターが行う児童発達支援センター等機能強化事業や保育所等訪問支援」という書き方に修正してはどうか。同ページの「地域における重層的な障害児支援体制の構築」に関する成果目標の表に、令和5年度までに児童発達支援センターを県内全市町に設置することを目標にしているが、児童発達支援センターを作るのが難しい市町もあるのではないか。それぞれの市町に任せるのではなく、県が市町に対して、分園などの提案をしたら良いのではないか。また、計画には触れられていないが、障害児入所施設における18歳以上の過齢児の移行については、期限が1年間延長された。都道府県で移行連絡協議会を設置することになると聞いているが、過齢児の移行について計画に記載した方が良いのではないか。
	事務局: 18歳以上の過齢児については、46ページから47ページに記載している。みなし規定が1年間延長されることが国から示され、都道府県、市町、入所施設を含めた入所調整の枠組みを作るということが必要とされている。また、令和3年度の報酬改定に向けて、地域移行のために専任のソーシャルワーカーを置いた場合の報酬上の評価も検討されている。
	委員: この文章だけでは過齢児の移行がどういう問題なのかわからない。障害 児入所施設の問題なので、「住まいの場の確保」の中に記載することが適 切なのかも併せて検討いただきたい。

委員:

過齢児の移行に関する課題解決は、児童分野だけでは難しい。国が障害者支援施設の定員を減らしていく方向性を示している中で、虐待やネグレクトなどの理由から障害児入所施設にいる過齢児を必ず移行させるとなると、どこに行けば良いのか。過齢児に対してどのような住まいの場を確保するのかを、施策の中で明確にする必要があると思う。

また、話は変わるが、全体的に数値目標が掲げられているが、ほぼ全ての事業で計画値が伸びるように記載されている。この計画を実現するためには、人材の確保が必要となる。いくら箱を作って施策を整えても、人材の確保ができなければ実現できない。54ページに人材の確保について書かれているが、この計画で、この数値目標が達成できるのだろうかと心配している。資料1に「10年後の目指すべき姿」とあるが、10年後はもっと人材の確保が難しくなっていると思う。その際、外国人の方の手を借りながら、きちんと社会保障を位置付ける必要があると思う。この計画の中に外国人の確保について全く触れられていないが、県としてどのように考えているのか。この問題が、計画の課題にも記載されていないので、まずは課題に挙げて、検討の土台を作っていく必要があると思う。

委員:

計画の構成について、コロナ禍であるため「雇用・就労の促進」から始まるのは理解できるが、その前に「障害者への差別解消に向けた取組や理解の促進」に関する記載が必要なのではないか。住民からグループホーム設置への反対を受けた事例や、障害者が1人暮らしのためのアパートを借りることが難しい事例もあるため、障害者への理解の促進が抜けているのは残念である。この計画の基本として記載してほしい。

委員:

障害者への差別解消に向けた取組や理解の促進について,広く県民に周知する必要がある。きちんと周知されていないために,今でもグループホームを設置する際の反対運動が起こる。それを解消するためにも,計画に記載する必要があると思う。

事務局:

この計画は、障害者プランの実施計画と位置付けているため、障害者プランに関わる理念的な部分は記載していなかったが、目指すべき姿を支えるバックボーンとして、理念は大切なので、記載する方向で検討する。

委員:

資料2の50ページ「難病患者等へのピアカウンセリング事業を実施し」や、51ページ「広島難病団体連絡協議会や保健所によるピアカウンセリング事業」と書いてあるが、現在「ピアカウンセリング」ではなく「ピアサポート」、「カウンセリングする人」を「ピアサポーター」と表現しているので修正してほしい。

また,51ページに「保健所によるピアカウンセリング事業」と記載してあるが、保健所に当事者はいない。保健所と広島難病団体連絡協議会が一緒にカウンセリングするというような誤解を生むことになるので、ここの表現も分けて書いた方が良い。

委員: 御指摘を踏まえて修正を検討する。

会長:

39 ページに、尾三地域におけるピアサポート事業について記載してあるが、ピアサポートはどの分野においても重要なので、ピアサポーターに過重な負担がかからないよう事業を進めていく必要がある。ピアサポート事業は、今後どのような計画なのか教えてほしい。

事務局: 今年度は新型コロナウイルスの関係で対応できない部分もあったが、昨年度にかけては茶話会という形で病院の方に赴いて話をさせてもらった。 今年度は、公共交通機関での移動が難しい方への支援をしている。難しい 領域ではあるが、ピアサポーターをサポートする事業所の支援員の方に対 応していただきながら事業を進めていきたい。

委員: 資料2の29ページに、県立障害者リハビリテーションセンターの機能について記載してあるが、「高度な障害者支援機能」の「高度」という言葉が曖昧で、何をさしているのか分からない。また、高次脳機能障害は新たなニーズと呼ぶには古い。もう10年以上経っているので、「新たな」という言葉は落として良いと思う。

事務局: 御指摘のとおり、数年前から取り組んでいることなので、「新たな」という言葉は落とすとともに、「高度な」については記載方法を検討する。

委員: 一般企業で働いているが、仕事をしていて困ったことを気軽に話せる人が欲しい。資料2の15ページに記載のある「就労支援メッセンジャー」とは、具体的にはどの職場にいて、どういう支援をしているのか。

事務局: どこの企業にいるのかは現在資料を持ち合わせていないため分からないが、あいサポートメッセンジャーのうち、就労支援の研修を受けた者を 就労支援メッセンジャーとしている。

委員: 日中サービス支援型グループホームが制度化されたが,重度の人を対象 としながら,現状ではそんなに重度の人ばかりではないと聞いている。日 中サービス支援型グループホームの現状や,どのような障害程度を想定し て,設立を認可しているのか教えてほしい。

事務局: 日中サービス支援型グループホームについて、現状どの障害程度の方が対象となっているのかは把握していないが、令和3年度の報酬改定において、より重度の方を受けるためのインセンティブを高める報酬体系が検討されているため、国の検討状況をみながら、県としても対応してまいりたい。

委員: 医療的ケアが必要な方に対応できるのが日中支援型の大きな特徴であると言える。障害程度の重い方の状況等,国の動向について情報があれば教えてもらいながら,そういった方が利用できるグループホームになるよう県としても指導していただきたい。

委員: 資料2の39ページの今後の具体的な取組に「グループホームを整備するなど」と記載されているが、グループホームの数を増やすだけでなく、精神障害者が安心して暮らせるようなグループホームの整備について記載していただきたい。「入院等で1か月間施設にいなかったら出ていってくれ」というようなグループホームがあったと聞いている。精神障害者は調子に波があるので、1か月の不在で出て行ってくれというのは厳しい。このような事例もあったため、障害特性に合わせ、安心して暮らせるグループホームの整備に取り組んでいただきたい。

事務局: 委員の御意見については箱モノだけではなく、地域生活への支援が重要であると受け止めた。グループホームの整備は、地域生活支援拠点等との関わりの部分をチェックしながら考えているが、グループホームの指定や指導は市町が所管しているため、市町会議等で、入院時の取扱いなどは形

式的に取り扱うと、行き場のない障害者がでることを情報提供していきた

۷١₀

委員: 精神障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応はどの

ようになっているのか。

委員: 基礎疾患,精神疾患,人工透析,妊婦等,配慮が必要な方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の受入体制について,関係者と協議しているところだが,精神疾患については,広島大学の教授や主な精神科病院の先生と,3月から協議を重ね,役割分担を整理し,受入先についても目途を立てた。入院調整の際には,広島大学や精神科病院の先生に相談できる

体制を作っている。

委員: 新型コロナウイルス感染症による社会の変化が原因で、精神的に不調を 来たす方もいるのではないかと思うが、そういったことを気軽に相談でき

るような窓口はないのか。

委員: 精神面のフォローについては、コロナ専用の電話相談や、LINEによる相

談窓口を設けている。これらの相談窓口は、コロナに感染していなくても

相談を受け付けている。

委員: 資料2の56ページの災害・感染症対策の推進について、過去、障害者

の方が火災で亡くなられたことがあった。これを受けて、消防署、民生委員、行政、警察に協力を仰ぎ、障害者が自然災害の際に犠牲とならないよう体制を整備し、どこに誰が住んでいるか把握してもらった。56ページには、もっと緻密な計画が必要で、障害者を災害から守ることができる体制

を作らなければならないと思う。

委員: 入所施設から地域生活への移行について, 今期計画から次期計画の目標

値が下げられている経緯を教えてほしい。

事務局: 地域生活移行者数の人数の考え方については,国の基本指針でも障害の

重度化・高齢者を踏まえて目標値が下がっているところではあるが、広島

県は事業者アンケートを実施し、それを踏まえて目標値を算定している。

委員: いくつか意見を言わせていただきたい。

1点目は日中支援型グループホームについて,支援区分6の方でも人員配置基準が3対1で,最重度の方3人を1人で支援するという厳しい環境である。外国人材の活用を政策的に誘導し,併せて人材育成をしなければ

人材不足は解消しない。また、質を見極めて事業所の指定をしていただき

たい。

2点目は計画値が右肩上がりで増えているが、実態に即した計画値になるよう市町との連携を強めていただきたい。加齢に伴う障害の重度化や、

B型事業所から生活介護への利用変更など、様々な変動がある。

		(72)
		3点目は、自立生活援助は標準利用期間が1年のサービスであるが、市
		町の判断で延長できることになっているので,利用者の実情に応じて延長
		できるようにしてほしい。
		4点目は,災害に関連して,日常生活用具の給付において,電気が止ま
		ると人工呼吸器をつけている方や吸引の方の命にかかわるため、カセット
		コンロを活用した発電機などを給付メニューに入れるよう、県から市町へ
		働きかけてほしい。
	委員:	56ページの災害・感染症対策の推進について、広島県は被爆地でもある
		ので、原子力災害が起きた時の対応について、計画の中に少しでも記載が
		あれば良いのではないかと思った。
9 配付資料	・資料 1	第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画(素案)の
		概要について
	• 資料 2	第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画【計画素案】
	• 資料 3	広島県障害者自立支援協議会設置要綱